

食料・農業・農村政策の新たな展開方向

1. 食料安全保障の在り方

- ① 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立
- ② 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み
- ③ 不測時の食料安全保障

2. 食料の安定供給の確保

- ① 食料の安定供給の確保に向けた構造転換
- ② 生産資材の確保・安定供給
- ③ 農産物・食品の輸出の促進
- ④ 適正な価格形成
- ⑤ 円滑な食品アクセスの確保
- ⑥ 国民理解の醸成
- ⑦ 事業者・消費者の役割
- ⑧ 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

3. 農業の持続的な発展

- ① 多様な農業人材の育成・確保
- ② 農地の確保と適正・有効利用
- ③ 経営安定対策の充実
- ④ 農業生産基盤の整備・保全
- ⑤ 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等
- ⑥ 家畜伝染病、病害虫等への対応強化

4. 農村の振興（農村の活性化）

5. みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

6. 多面的機能の発揮

7. 関係団体の役割

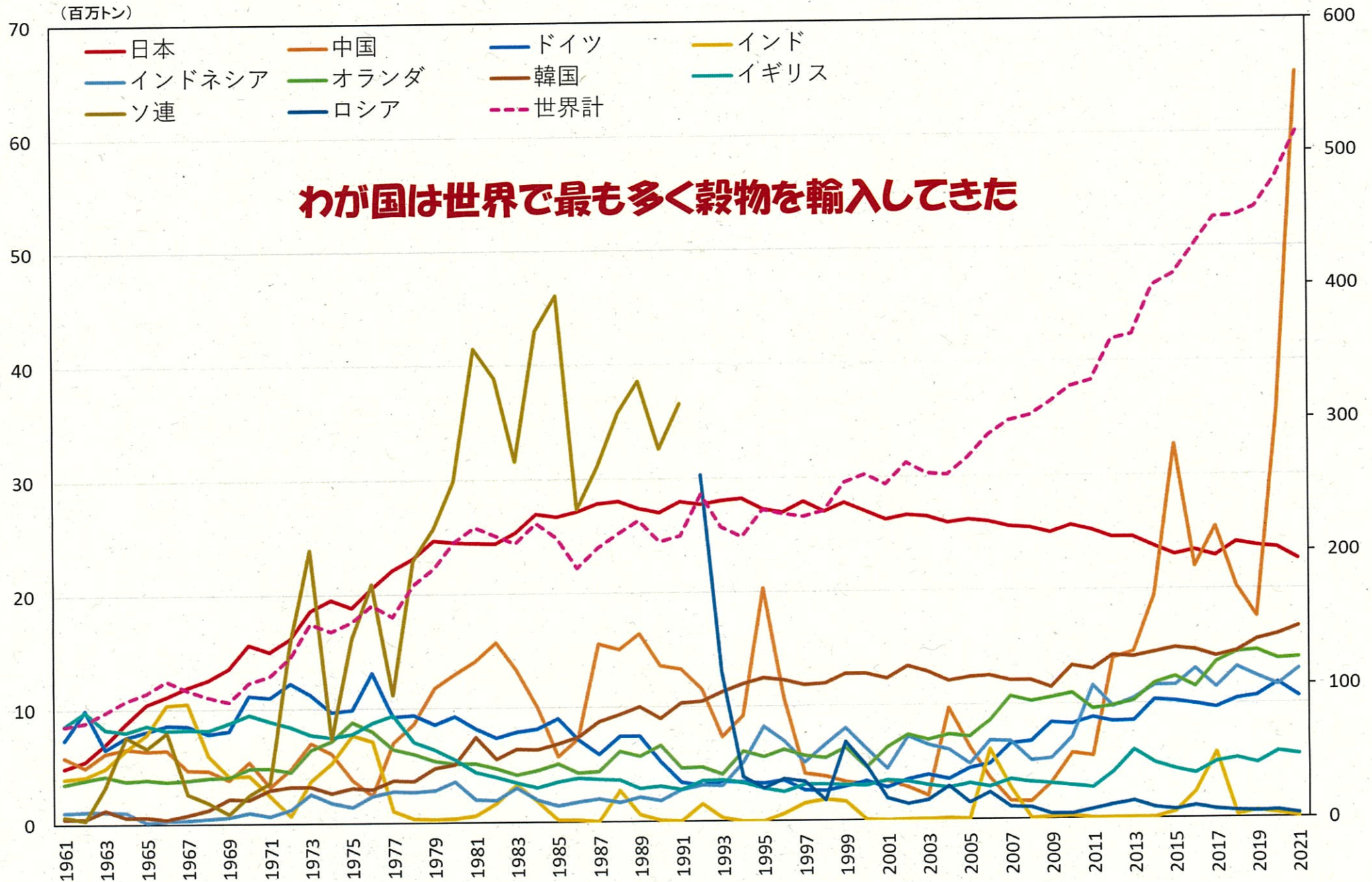
食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

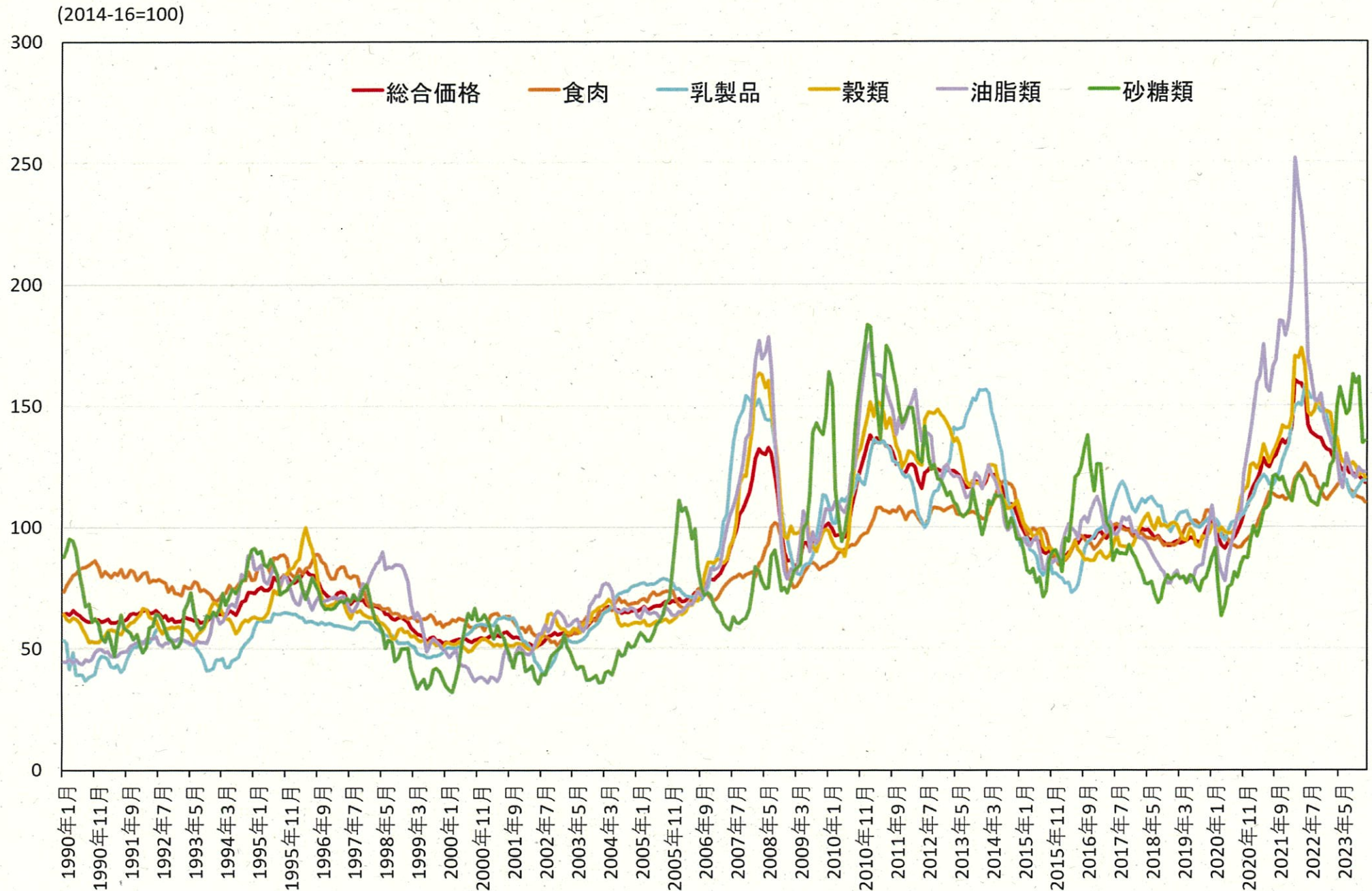
食料 安全保障の 強化	平時からの国民一人 一人の食料安全保障 を政策の柱に位置付け	・食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和5年12月〉 ✓麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進 等 ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和7年に次期基本計画策定〉 ✓食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換 ✓堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討 ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設 〈令和6年通常国会提出を視野〉 ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和6年通常国会提出を視野〉 ✓農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等） ✓農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等） ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和6年通常国会提出を視野〉 ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和5年度に協議会を設置し、検討を継続〉 ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設（関係省庁と連携）〈令和6年通常国会提出を視野〉 等
スマート 農業	本格的な人口減少に 対応した施策の強化	・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会提出を視野〉 ✓スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し ・農業インフラの適切な保安全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し 〈令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野〉 等
農林水産物 ・食品の 輸出促進	国内生産基盤の維持 にも資するものとして新 たに位置付け	・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援 〈令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で 継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定〉 ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進 〈令和6年度中に10カ国・地域16都市（現在8カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉 ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） 等
農林水産業 のグリーン化	環境と調和のとれた食 料システムの確立を政 策の柱に位置付け	・クロスコンプライアンスの導入（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化） 〈令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施〉 ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和7年度に見直し、令和9年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行〉 等

2. わが国の食料安全保障と基本法

主要国の穀物輸入の推移



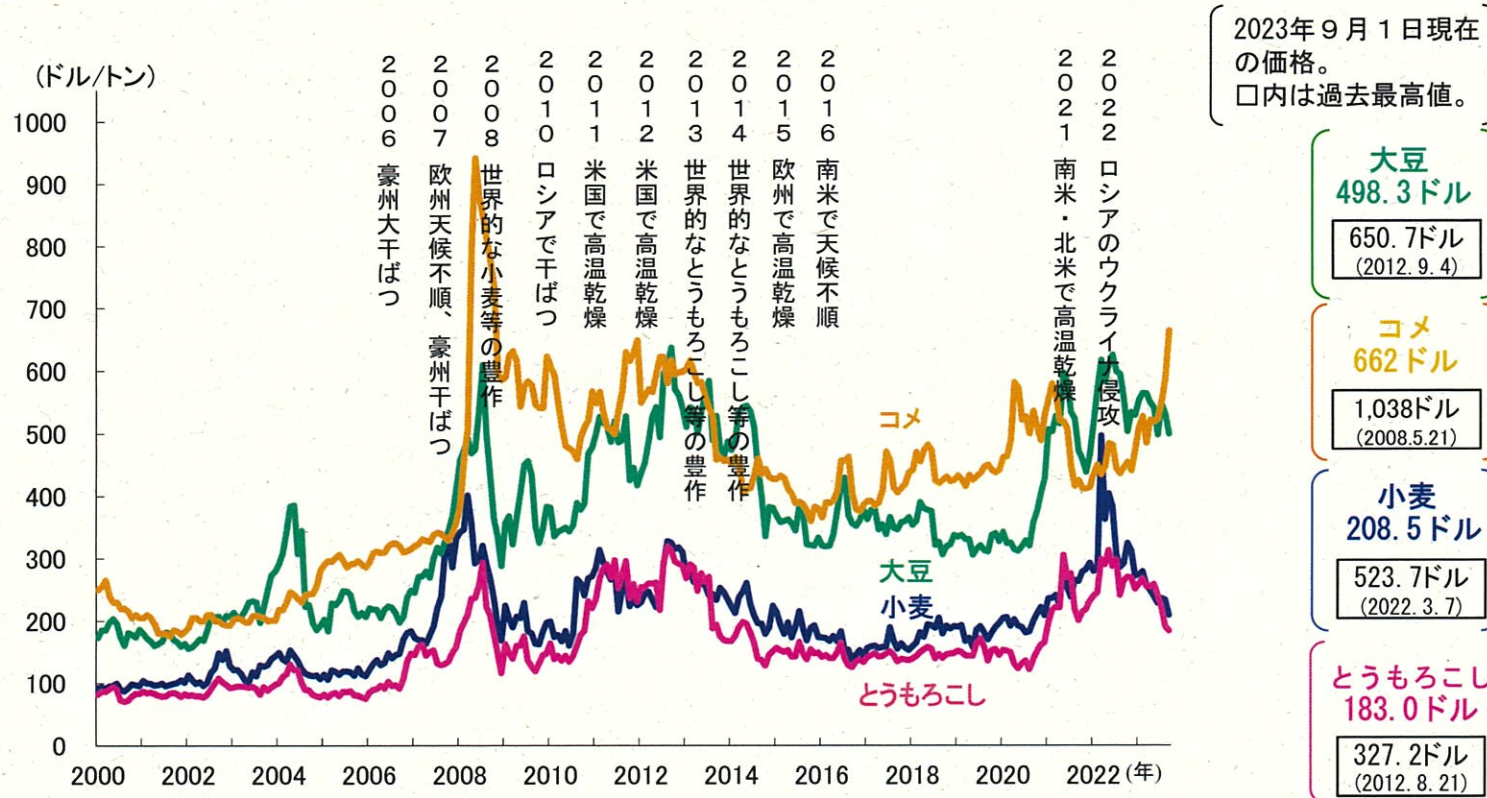
食料価格の推移 (FAO Price Index: 2014-16=100)



注：2024年1月まで

穀物等の国際価格の動向 (ドル/トン)

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、4者協議による黒海からの輸出再開などもあり侵攻前の水準まで低下。一方で、とうもろこし、大豆は、アルゼンチンの干ばつから依然として高水準。コメは、2013年以降低下で推移も、2022年9月以降、インドの輸出規制やインドネシアの需要増、2023年7月からのインドの輸出規制の強化から上昇。
- 穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要に加え、ウクライナ情勢により、2008年以前を上回る水準で推移。



注：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格である。なお、コメ価格は、8月30日の価格。過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

出典：農林水産省「食料安全保障月報（第27号）2023年9月